

議案第75号

三朝町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年9月7日

三朝町長 吉田秀光

三朝町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

三朝町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年三朝町条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（候補者の選定の特例）</p> <p>第4条 町長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、前2条の規定によらず候補者を選定することができる。</p> <p>（1） 公の施設の設置目的、<u>性格</u>、特性、規模等により公募に適さないとき<u>その他公募を行わないことについて合理的な理由があるとき</u>。</p> <p>（2）～（4） 略</p> <p>（5） <u>現に当該公の施設を管理している者</u></p>	<p>（候補者の選定の特例）</p> <p>第4条 町長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、前2条の規定によらず候補者を選定することができる。</p> <p>（1） 公の施設の設置目的、特性、規模等<u>を考慮し、特に必要があると認められるとき</u>。</p> <p>（2）～（4） 略</p>

が引き続き管理を行うことにより、当該
公の施設に係る安定した事業活動及び事
業効果が相当程度期待できるとき。

2 略

2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。